

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示		ページ
○保安林の指定予定の通知 (2件)	(治山林道課)	1
○基本測量の終了の通知	(用地対策課)	1
○公共測量の終了の通知	(〃)	1
○道路の区域変更 (2件)	(道路課)	1
○道路の供用開始	(〃)	2
○建築基準法による道の指定	(建築指導課)	2
公 告		
○狩猟免許試験の実施	(鳥獣対策課)	2
○狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施	(〃)	2
○土地改良区の役員の就退任 (2件)	(農業基盤課)	3

告 示

高知県告示第217号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年4月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町清水上分字ショウガノクボ3317、3318
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ショウガノクボ3318(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第218号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年4月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
香南市夜須町澤谷字ノグチ1270、1271
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第219号

国土交通省国土地理院長から平成26年3月高知県告示第176号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が平成27年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成27年4月17日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第220号

いの町長から平成26年10月高知県告示第593号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が平成27年3月20日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年4月17日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第221号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成27年4月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 宿毛津島
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市二ノ宮字庚申ノ尾山3914番18から宿毛市二ノ宮字庚申ノ尾山3914番50まで	前	10.2 }	113
	後	21.8 }	113

高知県告示第222号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年4月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 西土佐松野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐津野川字ホキ648番1	前	7.8 }	37
	後	A }	7.8 45.8

四万十市西土佐橘字城山1152番5から 四万十市西土佐橘字ヲモメ881番2まで	B	8.1 } 20.5	229
--	---	------------------	-----

高知県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年4月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市小筑紫町伊与野字レイケ谷2491番19から 宿毛市小筑紫町伊与野字レイケ谷2491番20まで	21	平成27年4月17日

高知県告示第224号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成27年4月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 香南市香我美町徳王子字夕顔864番1から岸本字レノ丸1068番地2地先に至る延長68メートルの道
- 2 香南市野市町東野字タノ丸160番地9から161番地6に至る延長50メートルの道

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成27年4月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施の日時及び場所等

日時	場所	狩猟免許試験を実施する免許の種類

平成27年6月7日 午前10時から	高知県立大学 (池キャンパス)	わな猟免許
〃 〃 20日	田野町ふれあいセンター	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃 〃 21日	〃	わな猟免許
〃 〃 7月4日	四万十市立中央公民館	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃 〃 5日	〃	わな猟免許
〃 〃 19日	高知県立大学 (池キャンパス)	わな猟免許
〃 〃 8月29日	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃 〃 30日	〃	わな猟免許及び網猟免許

- 2 狩猟免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けること。）

- 3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県産業振興推進部鳥獣対策課又は一般社団法人高知県猟友会にそれぞれの狩猟免許試験の実施日の10日前までに到着するように提出すること。

- 4 狩猟免許申請書の配布場所

高知県産業振興推進部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

- 5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県産業振興推進部鳥獣対策課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第1項、第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成27年4月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時及び場所

実施市町村	日時	場所
香美市	平成27年5月22日 午後1時から	奥物部ふれあいプラザ
いの町	〃 〃 27日	いの町立吾北中央公民館
仁淀川町	〃 〃 29日	仁淀川町立中央公民館
高知市	〃 〃 6月1日	高知ちばさんセンター
北川村	〃 〃 2日	北川村民会館
高知市	〃 〃 3日	春野ピアステージ
香南市	〃 〃 4日	香南市香我美市民館
安芸市	〃 〃 9日	安芸市民会館
本山町	〃 〃 16日	本山町プラチナセンター
四万十市	〃 〃 17日	西土佐ふれあいホール
宿毛市	〃 〃 18日	宿毛市立中央公民館
高知市	〃 〃 23日	春野ピアステージ
室戸市	〃 〃 24日	室戸市保健福祉センターやすらぎ

馬路村	〃	〃	25日	馬路村就業改善センター
越知町	〃	〃	30日	越知町民会館
須崎市	〃	〃	7月1日	須崎市立市民文化会館
土佐清水市	〃	〃	3日	土佐清水市立市民体育館
香南市	〃	〃	7日	ポリテクカレッジ高知
黒潮町	〃	〃	8日	ふるさと総合センター
香美市	〃	〃	9日	香美市立保健福祉センター香北
いの町	〃	〃	14日	高知県立高知青少年の家
梶原町	〃	〃	15日	梶原町地域活力センター
佐川町	〃	〃	16日	佐川町総合文化センター
高知市	〃	〃	22日	高知県立ふくし交流プラザ
土佐町	〃	〃	23日	土佐町農村環境改善センター
香南市	〃	〃	24日	夜須中央公民館
四万十市	〃	〃	26日	四万十市立中央公民館
田野町	〃	〃	28日	田野町ふれあいセンター

いの町	〃	〃	29日	すこやかセンター伊野
四万十町	〃	〃	30日	四万十町十和体育館
大月町	〃	〃	31日	大月町農村環境改善センター
大豊町	〃	〃	8月4日	大豊町総合ふれあいセンター
須崎市	〃	〃	6日	須崎市立市民文化会館
香南市	〃	〃	7日	ポリテクカレッジ高知
安芸市	〃	〃	17日	安芸市民会館
四万十町	〃	〃	18日	きらら大正
黒潮町	〃	〃	20日	ふるさと総合センター
高知市	〃	〃	22日	高知県立大学 (池キャンパス)
四万十町	〃	〃	25日	四万十町役場 東庁舎
宿毛市	〃	〃	26日	宿毛市立中央公民館
高知市	〃	〃	9月13日	春野ピアステージ

- 2 狩猟免許更新申請手数料
2,900円（高知県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定欄に貼り付けること。）
- 3 狩猟免許更新申請書の提出場所及び提出期限
高知県産業振興推進部鳥獣対策課にそれぞれの適正検査及び講習の実施日の10日前までに到着するように提出すること。

- 4 狩猟免許更新申請書の配布場所
高知県産業振興推進部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他
提出書類その他詳細については、高知県産業振興推進部鳥獣対策課に問い合わせること。

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南国市廿枝土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年4月17日

|      |       |           |       |       |
|------|-------|-----------|-------|-------|
| 役名   | 氏名    | 住 所       | 高知県知事 | 尾崎 正直 |
| (退任) |       |           |       |       |
| 監事   | 二宮 邦彦 | 南国市廿枝1629 |       |       |
| (就任) |       |           |       |       |
| 監事   | 依光 嘉文 | 南国市廿枝1565 |       |       |

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村市東中筋土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年4月17日

役名	氏名	住 所	高知県知事	尾崎 正直
(退任)				
理事	上原 準	四万十市楠島 1382		
	畔元 正一	〃 〃 999-2		
	西田 勝俊	〃 〃 3089-1		
	東 勇喜	〃 江ノ村 558		
	岡山 清香	〃 〃 1305		
	萩 一亀	〃 〃 317		
	三吉 茂	〃 森沢 2716		
	寺尾 雄幸	〃 〃 2810-1		
	寺尾 節夫	〃 〃 2783-1		
監事	松岡 一良	〃 楠島 1975		
	岡山 修正	〃 江ノ村1286		
	大橋 武	〃 森沢 3120		
(就任)				
理事	上原 準	四万十市楠島 1382		
	安田 純一	〃 〃 1155-1		
	西田 勝俊	〃 〃 3089-1		
	東 勇喜	〃 江ノ村 558		
	岡山 清香	〃 〃 1305		

萩	一亀	〃	〃	317
大橋	長久	〃	森沢	2724
畠山	功	〃	〃	2665-イ
寺尾	節夫	〃	〃	2783-1
監事 松岡	一良	〃	楠島	1975
坂本	良徳	〃	江ノ村	868
大橋	武	〃	森沢	3120